平成２８年（フ）第１２９１号
埼玉県春日部市大場241－１－411
債務者　小坂眞由美（旧姓飯塚）
1　決定年月日時　平成28年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１２９２号
東京都世田谷区南烏山１丁目９－20－202
債務者　片芝　淳子（旧姓江本）
1　決定年月日時　平成28年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１２９５号
東京都江戸川区南葛西３丁目９－14－204
債務者　岩本　直樹
1　決定年月日時　平成28年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１２９６号
埼玉県入間市高倉３丁目５－26－611
債務者　關口　和恵
1　決定年月日時　平成28年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１２９９号
東京都町田市森野２丁目20－９－303
債務者　榮田　　唯（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成28年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１３０２号
東京都墨田区八広３丁目23－５－102　あづま荘
債務者　高橋　市郎
1　決定年月日時　平成28年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１３１１号
東京都台東区千束３丁目29－１－803　Ｒｉｓｉｎｇ　ｐｌａｃｅ　浅草参番館
債務者　蕪木　大祐
1　決定年月日時　平成28年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１３１２号
東京都墨田区文花２丁目15－507
債務者　菅野　英夫
1　決定年月日時　平成28年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１３１５号
東京都足立区江北３丁目48－１－307
債務者　操木　隆廣
1　決定年月日時　平成28年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１３１６号
東京都大田区羽田１丁目20－16－203
債務者　有田　京子（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成28年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１３１８号
東京都江戸川区南葛西５丁目18－２－1208
債務者　鈴木　聰子
1　決定年月日時　平成28年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１３２５号
東京都葛飾区お花茶屋３丁目24－25－112
債務者　立川　智也
1　決定年月日時　平成28年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２４９号
横浜市戸塚区原宿４丁目36番１－404号
債務者　福島まゆみ
1　決定年月日時　平成28年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２６８号
横浜市鶴見区仲通１丁目57番地６　リンデンハイム201
債務者　南　　正也
1　決定年月日時　平成28年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１８号
静岡県藤枝市高柳１丁目15番25号　レジデンス464Ｂ－102
債務者　仲松　　學
1　決定年月日時　平成28年３月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月27日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１１７９号
東京都大田区南久が原２丁目23－15
債務者　堀野　昭彦
1　決定年月日時　平成28年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月28日午後４時30分
東京地方裁判所民事第20部